



茨城県報 第 2686 号

平成27年4月27日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（総務事務センター）…………… 2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）…………… 2
- 救急医療協力病院の指定取消し（医療対策課）…………… 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（8件）（中小企業課）…………… 4
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 9
- 土地改良区役員の就退任（2件）（農林事務所）…………… 10
- 土地改良区役員の退任（農林事務所）…………… 13

公 告

- 家畜伝染病の発生（畜産課）…………… 13
- 建築基準法第86条の5第2項の規定による一団地の認定の取消し（建築指導課）…………… 13
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 13
- 入札公告（つくば地域振興課）…………… 14

（ 警 察 本 部 ）

- 契約者等の公示…………… 16

（ 労 働 委 員 会 ）

- あっせん員候補者の公示…………… 17

告 示

茨城県告示第602号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配給会社
3191	映画	愛棒-激情版-～ヒロとマモルの事件簿～	オーピー映画
3192	映画	未亡人女将 じゅっぱり啜えて	オーピー映画
3193	映画	赤い玉、	渋谷プロダクション
3194	映画	熟女ヨガ教室 今夜はギンギン!	オーピー映画
3195	映画	ドM卒業 さよなら、ご主人様	オーピー映画
3196	映画	帰れない三人 快感は終わらない	オーピー映画
3197	映画	淫湯 ぬめり股	新東宝映画
3198	映画	ザ・トライブ (原題) ПЛЕМ' Я(THE TRIBE)	彩プロ (ウクライナ)

茨城県告示第603号

平成2年11月19日茨城県告示第1390-3号で告示した議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を次のように改正し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

茨城県告示第604号

平成8年6月24日茨城県告示第801号で告示した議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の一部を次のように改正し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例に

よる。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

茨城県告示第605号

次の救急医療協力病院について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人岩崎病院	水戸市笠原町1664-2

茨城県告示第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢甚本社

代表取締役 綿引 甚介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目3番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトSC春日

ひたちなか市春日町6番1号 外

(2) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) マルト春日店

(変更後) マルトSC春日

②大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成27年 3 月 5 日

(4) 変更する理由

- ①店舗の名称が確定したため
- ②小売業者が確定したため

3 届出年月日

平成27年 4 月15日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社小林家具

代表取締役 小林 榮次

(2) 住所

常陸太田市木崎二町2014

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社小林家具勝田店

ひたちなか市田彦950-11

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,505㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成15年 5 月

3 届出年月日

平成27年 4 月15日

茨城県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーレックス水戸姫子店

水戸市姫子 2 丁目 760 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 4 月 13 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成 27 年 4 月 1 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 609 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

小美玉ショッピングセンター

小美玉市堅倉字浜海道付 1598- 8 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 27 年 4 月 9 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 小美玉ショッピングセンター

(変更後) 小美玉ショッピングセンター

(3) 届出年月日

平成 27 年 3 月 31 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目1番1号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年4月13日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年3月31日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第611号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセルみなみ

水戸市宮町一丁目107-4 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年4月9日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 3月31日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂町ショッピングセンター

那珂市竹ノ内三丁目6番5 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年 4月2日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 村井 正平

（変更後） 代表取締役 岡崎 双一

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 3月25日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第613号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年 4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー水戸笠原店
水戸市笠原町477番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)
平成27年4月9日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 宇津木 雅美
(変更後) 代表取締役 日下 孝明

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年3月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第614号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーひたち野牛久店
牛久市下根町字ヤツノ上434-1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)
平成27年4月9日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあたっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 宇津木 雅美
(変更後) 代表取締役 日下 孝明

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 3 月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第615号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー那珂店

那珂市菅谷字原前2431-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年 4 月 9 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 3 月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年 4 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 島並鉾田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市南722番4から 行方市南725番3まで	旧	メートル 最大 13.4	メートル 118	
		最小 12.1		
	新	最大 12.9	118	
		最小 12.0		

区 域 除 外
及 び 編 入

茨城県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年4月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 成田小見川鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
神栖市大野原4丁目182番1地先から 神栖市大野原4丁目182番52地先まで 神栖市大野原4丁目182番1地先から 神栖市大野原4丁目1709番1地先まで	(A) 旧	メートル 最大 9.3	メートル 298	
		最小 5.7		
	(B)	最大 40.0	311	
		最小 16.0		
神栖市大野原4丁目182番1地先から 神栖市大野原4丁目1709番1地先まで	新 (B)	最大 40.0	311	旧 道 移 管
		最小 16.0		

茨城県告示第618号

稲敷市幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年4月27日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 城 功	稲敷市上須田1140番地
〃	宮 本 隆 典	〃 浮島4432番地
〃	黒 田 仁	〃 下須田223番地
〃	福 田 好 祐	稲敷郡河内町金江津4048番地2
〃	小 倉 清	稲敷市結佐402番地
〃	黒 田 和 雄	〃 伊佐部1065番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 允	稲敷市西代1902番地
〃	浦 口 勇	〃 柴崎322番地
〃	内 埜 新 也	〃 上馬渡742番地
〃	大 崎 榮	〃 町田116番地
〃	久 松 博	稲敷郡河内町平川680番地
〃	川 島 昇	稲敷市堀川860番地
〃	内 藤 英 男	稲敷郡河内町金江津7699番地
〃	長 坂 太 郎	稲敷市佐原組新田424番地内 2 号
〃	栗 山 隆	〃 須賀津900番地
〃	篠 田 茂 樹	〃 桑山507番地
監 事	木 内 義 延	〃 押砂237番地
〃	高 木 清 實	〃 浮島4474番地
〃	内 田 和 新	〃 清水1525番地
〃	篠 田 恭 幸	稲敷郡河内町片巻246番地
〃	宮 渕 東 陽	稲敷市下太田1792番地 1

2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 城 功	稲敷市上須田1140番地
〃	栗 山 隆	〃 須賀津900番地
〃	坂 本 允	〃 西代1902番地
〃	黒 田 輝 美	〃 浮島4437番地
〃	根 本 茂	〃 桑山457番地 3
〃	大 崎 令 雄	〃 伊崎207番地
〃	染 谷 定 雄	〃 柴崎153番地
〃	本 橋 茂 司	稲敷郡河内町金江津4619番地
〃	内 埜 利 一	稲敷市上馬渡502番地
〃	小 倉 清	〃 結佐402番地
〃	川 島 昇	〃 堀川860番地
〃	鈴 木 英 雄	稲敷郡河内町金江津4041番地
〃	黒 田 仁	稲敷市下須田223番地
〃	森 田 潔	稲敷郡河内町十三間戸548番地
〃	長 坂 太 郎	稲敷市佐原組新田424番地内 2 号
〃	大 崎 榮	〃 町田116番地
〃	内 田 和 新	〃 清水1525番地
監 事	黒 田 和 雄	〃 伊佐部1065番地
〃	根 本 文 雄	〃 神宮寺1370番地
〃	坂 本 秀 樹	〃 八筋川乙15番地
〃	宮 渕 東 陽	〃 下太田1792番地 1
〃	細 谷 義 昌	稲敷郡河内町和銅谷252番地

茨城県告示第619号

稲敷市西ノ洲字西ノ洲56番地に事務所を置く西ノ洲甘田入土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年4月27日

茨城県県南農林事務所長 石 井 仁

1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 正 夫	稲敷市浮島3576番地 1
〃	櫻 井 武 夫	〃 〃 4319番地 1
〃	宮 本 育 幸	〃 〃 3187番地
〃	石 塚 新 一	〃 〃 4843番地70
〃	黒 田 守	〃 下須田239番地
〃	根 本 勝 利	〃 阿波崎1558番地
〃	黒 田 勲	〃 〃 2587番地
〃	飯 田 稔	〃 須賀津953番地 3
〃	高 須 理	〃 〃 993番地
〃	平 野 幸 一	〃 甘田1307番地 1
〃	黒 田 光 一	〃 四箇2715番地
〃	蕪 内 貞 夫	〃 三次1196番地
〃	黒 澤 英 明	〃 上馬渡1060番地
〃	糸 賀 敬 助	〃 三次289番地
監 事	小 貫 英 男	〃 浮島3166番地
〃	松 田 友 良	〃 須賀津1642番地内 1
〃	坂 本 正 博	〃 下馬渡928番地

2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 正 夫	稲敷市浮島3576番地 1
〃	櫻 井 武 夫	〃 〃 4319番地 1
〃	黒 田 正	〃 〃 5059番地
〃	高 塚 實	〃 〃 3194番地
〃	黒 田 勲	〃 阿波崎2587番地
〃	根 本 一 也	〃 〃 2123番地
〃	黒 田 久 夫	〃 下須田234番地内 1 号
〃	飯 田 稔	〃 須賀津953番地 3
〃	高 須 理	〃 〃 993番地
〃	黒 田 光 一	〃 四箇2715番地
〃	平 野 政 男	〃 甘田1294番地
〃	根 本 守	〃 上馬渡787番地
〃	藤 本 俊 男	〃 岡飯出535番地

監 事	根 本 雅 雄	稲敷市浮島3581番地
〃	松 田 友 良	〃 須賀津1642番地内 1
〃	蕪 内 貞 夫	〃 三次1196番地

茨城県告示第620号

水戸市青柳町4679番地に事務所を置く那珂川統合土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年 4 月27日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	寺 門 正 行	那珂市古徳591番地

公 告

●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日月	転帰
腐蛆病	蜜蜂	患畜	1 群	石岡市	平成27年 4 月 1 日	自衛殺

●建築基準法第86条の5第2項の規定による一団地の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第4項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 4 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
猿島郡境町大字上小橋字長五郎分55-1, 79-1, 79-4, 79-5
- 2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日
建指指令第26号, 平成11年 5 月20日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字仁江戸字西1435番7, 同番8

2 事業主の住所及び氏名

常総市新石下3602番地 コーポサントフェ 202号

大 島 賢 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字元栗橋字池成1243番1

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字権現堂17番地 Belle Maison 桜204

猿 橋 康 幸

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分418番4, 大字西泉田字我鬼塚1367番4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字上小橋164番地 ハイツヌマジリ203号

佐怒賀 貴 好

●入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年4月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件 (土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目1番	土地	宅地	16,653.70㎡

※ 用途地域は、準住居地域 (建ぺい率60パーセント, 容積率200パーセント) である。

2 予定価格 (最低売却価格)

907,626,000円

3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 商業・業務施設 (以下「施設」という。) の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に、「伊奈・谷和原地区商業・業務施設用地分譲に係る一般競争入札説明書」

の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した施設の建設及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 茨城県の県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が前記(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば地域振興課

茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

(2) 入札説明書の配布期間

平成27年4月27日（月）から平成27年5月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（5月18日は午後4時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成27年5月15日（金）及び18日（月）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成27年 5 月21日 (木) 午前10時	水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟 1 階 入札室 1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。
なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

## ●契約者等の公示

次のとおり契約者等について公示します。

平成27年 4 月27日

茨城県警察本部長 鈴木 三 男

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

通信指令システム地図データ更新及び警察署統廃合に係る改修業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県警察本部警務部会計課管財係  
茨城県水戸市笠原町978番 6

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年12月 3 日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所茨城支店  
茨城県水戸市三の丸一丁目 4 番73号

## 5 契約金額

金27,400,000円(消費税及び地方消費税抜きの額)

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

技術的な理由により競争が存在しないため。

## ( 労 働 委 員 会 )

## ●あっせん員候補者の公示

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月27日

茨城県労働委員会会長 小 泉 尚 義

| 氏 名       | 委嘱年月日      | 現職                                                                                          | 前歴                                                   |
|-----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 小 泉 尚 義   | 平成9年11月20日 | 弁 護 士 会 公 益 委 員<br>茨城県労働委員会公益委員                                                             | 茨城県弁護士会会長                                            |
| 山 本 圭 子   | 平成22年12月1日 | 法 政 大 学 法 学 部 講 師<br>茨城県労働委員会公益委員                                                           | 立教大学法学部助手                                            |
| 石 濱 孝     | 平成24年12月3日 | 茨城県労働委員会公益委員                                                                                | 茨城県労働委員会事務局長                                         |
| 大 場 敏 彦   | 平成24年12月3日 | 流 通 経 済 大 学 法 学 部 教 授<br>茨城県労働委員会公益委員                                                       | 流通経済大学法学部助教授                                         |
| 木 島 千 華 夫 | 平成24年12月3日 | 茨 城 県 弁 護 士 会 会 長<br>茨城県労働委員会公益委員                                                           | 茨城県弁護士会副会長                                           |
| 和 田 浩 美   | 平成24年12月3日 | 日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 茨 城 県 連 合 会 会 長<br>茨城県労働委員会労働者委員                                        | 日立製作所労働組合水戸支部特別執行委員                                  |
| 小 野 瀬 哲 生 | 平成22年12月1日 | 日 本 郵 政 グ ル ー プ 労 働 組 合 茨 城 連 絡 協 議 会 議 長<br>茨城県労働委員会労働者委員                                  | 日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会副議長                               |
| 黒 江 正 臣   | 平成26年12月1日 | 全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合 茨 城 県 本 部 執 行 委 員 長<br>茨城県労働委員会労働者委員                                  | 茨城県職員労働組合連合執行委員長                                     |
| 山 本 勇     | 平成26年12月1日 | J A M 北 関 東 茨 城 県 連 絡 会 副 会 長<br>茨城県労働委員会労働者委員                                              | 東京製綱労働組合土浦支部執行委員長                                    |
| 沼 田 孝 博   | 平成26年12月1日 | 茨 城 県 電 力 関 連 産 業 労 働 組 合 総 連 合 会 会 長<br>茨城県労働委員会労働者委員                                      | 東京電力労働組合茨城総支部副執行委員長                                  |
| 内 田 勉     | 平成18年12月1日 | 株 式 会 社 カ ス ミ 常 勤 監 査 役<br>茨城県労働委員会使用者委員                                                    | 株 式 会 社 カ ス ミ<br>取締役 人事総務本部マネジャー                     |
| 清 水 賢 一   | 平成22年12月1日 | 一 般 社 団 法 人 茨 城 県 経 営 者 協 会 顧 問<br>茨城県労働委員会使用者委員                                            | 一般社団法人茨城県経営者協会専務理事                                   |
| 安 田 仁 四   | 平成24年12月3日 | 一 般 社 団 法 人 茨 城 県 経 営 者 協 会 人 事 労 務 相 談 室 長<br>茨城県労働委員会使用者委員                                | キヤノン株式会社人事本部<br>人材開発センターマネジメント人材開発部部長                |
| 館 岡 司     | 平成24年12月3日 | 株 式 会 社 日 立 製 作 所 電 力 シ ス テ ム 社 日 立 事 業 所 副 事 業 所 長<br>兼グローバルビジネスマネジメント本部長<br>茨城県労働委員会使用者委員 | 株式会社日立製作所電力システム社日立事業所副事業所長<br>兼グローバルビジネスマネジメント本部副本部長 |
| 美 濃 部 正   | 平成24年12月3日 | 新 日 鐵 住 金 株 式 会 社 鹿 島 製 鐵 所 労 働 ・ 購 買 部 長<br>茨城県労働委員会使用者委員                                  | 新 日 鐵 住 金 株 式 会 社<br>鹿 島 製 鐵 所 総 務 部 長               |
| 石 川 和 宏   | 平成27年4月16日 | 茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長                                                                     | 茨 城 県 商 工 労 働 部 次 長                                  |
| 橘 秀 幸     | 平成27年4月16日 | 茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 次 長                                                                   | 茨 城 県 国 際 課 副 参 事                                    |
| 市 毛 直 光   | 平成27年4月16日 | 茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 総 務 調 整 課 長                                                           | 茨 城 県 総 務 部 地 域 支 援 局 市 町 村 課 課 長 補 佐                |

| 氏 名   | 委嘱年月日        | 現職              | 前歴               |
|-------|--------------|-----------------|------------------|
| 佐 川 聡 | 平成26年 4 月17日 | 茨城県労働委員会事務局審査課長 | 茨城県労働委員会事務局審査課主査 |

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)